

教職員と生徒との連絡手段に関わる校内規程

平成 27 年 6 月 26 日

北海道札幌厚別高等学校

1 基本的な考え方

- (1) 学校や職員が、生徒から携帯電話番号や携帯電話の電子メールアドレスなど（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理については、厳正な取り扱いが求められる。
- (2) 一方、生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理を行うための規程を定めるものである。

2 教職員と生徒との連絡手段に関わる校内規程

(1) 電話番号等の取得や提供に関する規程

ア 教職員が、自己の判断で個人的に生徒から電話番号などの個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限るものとし、必ず管理職の許可を得ること。

生徒の電話番号などの個人情報を取得する対象職員は次の通り。

① 担任・年次主任	=	管理・指導するクラス・年次の生徒
② 部活動顧問	=	管理・指導する部活動の生徒
③ 生徒の指導に関する分掌担当者	=	進路指導・生徒指導の対象となる生徒

イ 教職員が生徒に対して自己の電話番号等を提供する際も、アと同様の扱いとする。

ウ 使用しなくなった生徒の電話番号は直ちに削除すること。

(2) 電話番号等の利用に関する規程

ア 教職員と生徒の間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等は行わないこと。（授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る）

イ 生徒からメールなどを利用して個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合には、メール等での相談は行わず、複数の教員により直接面談すること。

3 その他

- (1) 上記2以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規定の整備や見直しを行うこと。
- (2) 管理職員は、個々の教職員の端末の利用の状況等に関して、面接などを通じて可能な限り確認するなど事故の未然防止に努めるとともに、適切な取扱いがなされるよう、日頃から指導の徹底に努めること。
- (3) 生徒だけではなく、職員と生徒の保護者間においても、わいせつ事例が過去に見られることから、生徒の保護者の電話番号等の個人情報の取得に際しても上記2と同様の扱いとする。